

平成17年8月17日
経済産業省
関東経済産業局

紳士録商法業者に対し、特定商取引法に基づく 3か月間の業務停止命令及び申込書面の改善指示

経済産業省は、主に電話勧誘で人名録の販売を行っている中央信用出版社こと岩元治人(個人事業者：東京都豊島区)に対し、特定商取引法の違反行為(不実告知、氏名等不明示等)を認定し、同法第15条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、本年8月18日から11月17日までの3か月間、電話勧誘販売及び通信販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。併せて、同法第14条に基づき、申込書面の改善の指示を行いました。

1. **中央信用出版社こと岩元治人は**、過去に他社の人名録に掲載されたことのある、すでに退職した高齢者等を対象に、「興信録」と称する人名録の販売を目的として、主に電話による勧誘を行った後に、申込書を消費者に送付していました。
2. 申込みをする意思のない消費者が、申込書の「致しません。」に を付けて返送すると、同事業者は、申込みがあったとして、人名録の販売代金等を請求していました。当該申込書は、実は、「致しません。」に を付けると、「今回は申し込むが、次回以降の分は申し込まない」という意味になっており、今回分も次回以降の分も申込みをしない場合には本来申込書の返送が不要であるが、申込みをする意思のない消費者が誤って返送してしまうような難解かつ誤認を招きやすい内容となっています。
3. また、電話勧誘に際しては、申込みをする意思のない消費者に対して、本来申込書の返送が不要であるにもかかわらず、「では書類が届いたら、いらぬに を付けて送り返してください。」と不実のことを告げていました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

中央信用出版社こと^{いわもととはると}岩元治人に対する行政処分の内容

1. 事業者の概要

- (1) 名 称： 中央信用出版社こと岩元治人
- (2) 所 在 地： 東京都豊島区南大塚3 - 25 - 6 眞栄大塚ビル2F
- (3) 設 立： 平成15年8月
- (4) 取引形態： 特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売及び同条第3項に規定する電話勧誘販売
- (5) 販売商品及び提供役務： 「興信録」と称する人名録 12万円、掲載料 14万円
- (6) 契約件数： 年間約200件
- (7) 売 上 高： 年間約3,600万円
- (8) 従 業 員： 4名(うちアルバイト3名)

2. 取引の概要

中央信用出版社こと岩元治人(以下「本件事業者」という。)は、過去に他社の人名録に掲載されたことのある消費者を対象に、「興信録」と称する人名録の販売(経歴等の掲載(有料)を含む。)を目的として、消費者に電話をかけて人名録の購入及び経歴等の掲載について勧誘を行った上で、又は電話による勧誘を行わないで、当該人名録の申込書を送付している。当該申込書は購読について「致します。」と「致しません。」のどちらかの選択を誘導するような様式になっているが、申込みをしないつもりで「致しません。」を選択しても、「次回以降の継続購読はしないが、今回は申込みをする」という意味になるようになっている。また、電話勧誘の際、契約の申込みをしないと答えた消費者に対して、「では書類が届いたら、いらぬに を付けて送り返してください。」等と虚偽の説明を行っている。これらを受けて、人名録の購入等を断るつもりで申込書を返送した消費者に対して契約の申込みがあったものとして、興信録の代金12万円及び掲載料14万円の請求を行っていた。

3. 業務停止命令の内容と期間並びに指示の内容

(1) 業務停止命令の内容

通信販売(電話による勧誘なく申込書を送付される場合)

- 商品の販売又は役務の提供についての広告を行うこと。
- 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。
- 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

電話勧誘販売

- 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘を行うこと。
- 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。
- 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成17年8月18日から平成17年11月17日まで(3か月間)

(3) 指示の内容

通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込み書面において、当該書面の送付が申し込みとなることを、顧客が容易に認識できるように、当該書面に表示すること。

4. 業務停止命令及び指示の原因となる事実

本件事業者は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 業務停止命令の原因となる事実

通信販売関係

通信販売についての広告における表示義務違反(特定商取引法第11条第1項第2号、第3号及び第5号(同施行規則第8条第1項第1号))

本件事業者は、最初に消費者に送付している申込書(広告)に、商品の代金(役務の対価)の支払時期、商品の引渡(役務の提供)の時期及び販売業者(役務提供者)の氏名について表示していない。

電話勧誘販売関係

不実告知(特定商取引法第21条第1項第7号)

本件事業者は、勧誘に際し、契約しないと断っている消費者に対して、「では、書類が届いたら、いらぬに を付けて送り返してください。」等と告げている。申込書において をつけるような箇所としては、次回以降購読継続に関する「致します。」、「致しません。」の部分であるが、「致しません。」に を付けて返送すると今回分の契約の申込みになる書面構成となっており、前述の電話勧誘は、不実のことを告げて、契約の申込みをさせているものである。

氏名等の不明示(特定商取引法第16条)

本件事業者は、勧誘に先立って、消費者に対し、事業者の氏名及び勧誘を行う者の氏名を明示していない。

書面の記載不備(特定商取引法第19条第1項)

本件事業者は、申込みのあった者に対し、申込書の写し及び請求書を送付しているが、これらの書面には商品の引渡(役務の提供)の時期、事業者名及び担当者名が記載されておらず、またクーリング・オフに関する記載について、起算日が明確でなく、その表示も赤字でなく、赤枠で囲んでいない。

(2) 指示の原因となる事実

顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為(特定商取引法第14条、特定商取引法施行規則第16条第1項第3号)

本件事業者の申込書は、契約の申込みをする意思のない消費者が誤認をして、申込書に誤った記入をして返送してしまうような様式となっているものであり、その申込書の返送が申込みとなることを、消費者が容易に認識できるような表示になっていない。

5 . 事例

通信販売関係

【事例 1】

平成15年10月、消費者Aのもとに本件事業者から本件人名録の販売等に係る予約確認書が送付された。Aはすでに退職しているので、もう送ってほしくないと思い、親切心から今後の案内を送らないようにと知らせるつもりで、送付された予約確認書の「次回以降購読継続致しません(終回)」に印を付けて返送した。しかし、その後、本件事業者からAのもとに、Aが断るつもりで返送した予約確認書の写しと本件人名録の販売等に係る26万円の請求書が送付された。

【事例 2】

平成16年5月、消費者Bのもとに、本件事業者から本件人名録の販売等に係る予約確認書が送付された。Bは書面の内容をよく読んで、断るつもりで予約確認書の「次回以降購読継続致しません。」に を付けて返送した。しかし、その後、本件事業者からBのもとに、Bが断るつもりで返送した予約確認書の写しと本件人名録の販売等に係る26万円の請求書が送付された。

電話勧誘販売関係

【事例 1】

本件事業者の販売員は、平成16年4月ころ、消費者Cの自宅に電話をかけ、「ご主人が前に予約していた書籍の確認のために書類を郵送します。」と告げて、本件人名録の販売等に係る契約について勧誘した。Cは夫がすでに10年前に亡くなっているので、「そのような書籍はいりません」と断った。これに対し同販売員は、「それでは郵送した書面のいらないという方に をつけて返送してください。」とCに告げて電話を切った。その後、本件事業者からCのもとに予約確認書が送付された。Cは、その予約確認書が非常に理解しにくい書き方であり、返信すると紳士録の申込みになるのではないかと思い、市の消費者相談室に相談したところ、無視していいと言われたので、返信していない。

【事例 2】

本件事業者の販売員は、平成16年9月、消費者Dの自宅に電話をかけ、「興信録の改訂のお知らせです。」と告げて、本件人名録の販売等に係る契約について勧誘した。Dは「今は必要ないので断ります。」と答えた。これに対し同販売員は、「では、書類が届いたら、いらないに を付けて送り返してください。」と告げて、すぐに電話を切った。その後、本件事業者からDのもとに予約確認書が送付された。Dは親切心から返送した方がいいと思い、予約確認書の「致しません。」に を付けて返送した。しかし、その後本件事業者からDのもとに、Dが断るつもりで返送した予約確認書の写しと本件人名録の販売等に係る請求書が送付された。